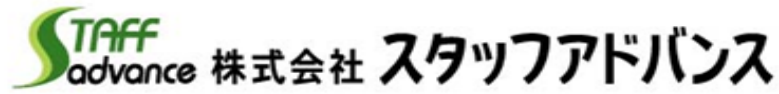


2023年4月1日



一般事業主行動計画

株式会社スタッフアドバンスは、「次世代育成支援対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づき一般事業主行動計画を作成いたします。

■次世代育成支援対策法とは

次の社会を担う子どもたちの健全な育成のために、地方公共団体や事業主が行わなければならない措置を2005年4月1日に定めた法律です。

■女性活躍推進法とは

「働きたい女性が個性と能力を十分に発揮できる社会」の実現を目的として、地方公共団体や事業主が計画的に取り組んでいくために作られた法律です。

■計画期間：2023年4月1日～2028年3月31日

次世代育成支援対策推進法行動計画

当社の課題：男性の育児休業取得実績がない

(1) 目標

男性の育児休業取得者を3人以上とする。

(2) 取り組み内容

2023年4月1日より（段階的に実施）

- ① 全社員に対し、育児休業制度の概要について改めて周知する
- ② 制度に関する資料等を自社ホームページへ掲載する

女性活躍推進法

当社の課題：管理職に占める女性の割合が少ない（0.00%：2022年6月期）

（1）目標

管理職に占める女性の人数を、1割以上にする。

（2）取り組み内容

2023年4月1日より（段階的に実施）

- ① 女性社員が自身のキャリア形成に対する意識を醸成するための研修・上司からの働きかけ
- ② 期待するスペックの共有、今後の流れの説明
- ③ 管理職として必要な基礎知識の習得